

薬生食輸発0720第1号
平成29年7月20日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(ばれいしょ及びその加工品のE12)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第2号(最終改正:平成29年7月18日付け薬生食輸発0718第5号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、遺伝子組換えばれいしょ(E12)について、安全性審査の経た旨が公表され、生食発0720第3号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法の一部改正について」が通知されました。

については、モニタリング通知の別添「平成29年度輸入食品等モニタリング計画」中、「IV-vi 遺伝子組換え」を下記のとおり改正し、別紙のとおりとしますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 1対象(2)検査項目及び検査件数の、

「オ. E12、F10及びJ3」

を

「オ. F10及びJ3」

に改める。

2. 2検査方法(1)検体の採取の、

「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」(平成24年11月16日付け食安発1116第4号)

を

「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」(平成24年11月16日付け食安発1116第4号。最終改正:平成29年7月20日付け生食発0720第3号)

に改める。

3. 2 検査方法（2）試験方法の、

「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」（平成24年11月16日付け食安発1116第4号。最終改正：平成28年8月24日付け生食発0824第3号）

を

「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」（平成24年11月16日付け食安発1116第4号。最終改正：平成29年7月20日付け生食発0720第3号）

に改める。